

イギリスにおける非業務執行取締役の検討(二・完)

Non-Executive Director in Britain(2)

一ノ澤直人
Naoto Ichinosawa

Abstract

The various corporate governance reports and codes have stressed the importance of non-executive directors for corporate governance. The regulation on corporate governance by codes and Listing Rules provides flexibility to company. The flexibility may allow directors to abuse the system. Heavy reliance is placed upon the role of non-executive directors. The aim of this paper is to consider the role and the legal position of them in Britain.

目次

- 一 はじめに
- 二 イギリスにおける非業務執行取締役の展開
 1. イギリスにおける従来型の非業務執行取締役の形態
 2. PRO NED (Promotion of Non-Executive Directors非業務執行取締役の振興)
 3. キャドベリー報告書における非業務執行取締役の形態について
 4. 小括 (以上46巻5号)
- 三 イギリスにおける非業務執行取締役の法的規整
 1. ハンペル委員会報告と統合規程
 2. 統合規程による規整の拘束力
- 四 イギリスにおける非業務執行取締役の役割

1. 非業務執行取締役の機能とその問題点
2. 統合規程に規定された各委員会における非業務執行取締役の役割
3. 非業務執行取締役の独立性
- 五 非業務執行取締役の法的地位に関する展開
 1. 非業務執行取締役の注意義務の現代的展開
 2. 取締役としての専門的な助言者
- 六 結びに代えて (以上本号)

三 イギリスにおける非業務執行取締役の法的規整

イギリスにおける非業務執行取締役の規整形態は、コーポレートガバナンスに関する議論の中で展開してきた。そして、非業務執行取締役の制度化は、イギリスにおいては会社法の改正という形では行われていない。すなわち非業務執行取締役の制度化を含めたコーポレートガバナンスに関する規整の形態が、まず統合規程という形でまとめられ、その達成について、上場基準の中で開示するという形で規制されているということが特徴としてあげられる。そしてこの統合規程が、法的性質においては何ら直接的な拘束力を持たないものであるとされることから、このような規整形態によることの意義と問題点を考察する必要があると思われる。

1. ハンペル委員会報告と統合規程

非業務執行取締役の規整を含めたイギリスにおけるコーポレートガバナンスに関するアプローチは、一九九〇年代の初頭からキャドベリー委員会、グリーンベリー委員会、ハンペル委員会、ターンブル委員会の議論を経て詳細に具体化されてきた¹⁾。

1) イギリスにおけるコーポレートガバナンスについて、伊藤靖史「イギリスにおける会社法改正の動向」商事法務 1568号50頁以下；加美和照『会社取締役法制度研究』157頁以下。

金融調査審議会 (Financial Reporting Council) の創設に関して委員会が設立されたちょうど二年経過後の一九九八年一月に、ハンペル委員会は最終報告書を提出した²⁾。ハンペル委員会はキャドベリ委員会とグリーンベリー委員会による勧告をその一部とし、コーポレートガバナンスに関する一般的な見地を含むより広範囲な検討課題を有していた。この報告書では、コーポレートガバナンス、コーポレートガバナンスの原則、取締役の役割、取締役の報酬、株主の役割、アカウンタビリティ、監査などの主要な点が検討されている。

そしてさらにハンペル委員会によって引続き作業が進められ、統合規程 (Combinated Code) は、一九九八年六月にロンドン証券取引所により、同規程と関連する新しい上場基準 (Listing Rule) とともに発表された³⁾。この規程はキャドベリー、グリーンベリーそしてハンペル委員会の成果を包含し、証券取引所によってなされた多くの変化を含んでいた。

加えてイングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) によって、ターンブル特別諮問委員会が、内部的コントロール (internal control) に関連して統合規程による新しい要件を満たすことを公開会社に助長するためのガイダンスを提供するために設置された。このガイダンス (Trunbull guidance) の目的はこのことを案内するという正確のものではなく、経営を助け危険を適切にコントロールしようとするためのものである。この特別諮問委員会は一九九九年九月に最終報告書を発行している⁴⁾。

統合規程は、ハンペル委員会の成果を基礎として、取締役会の構成員の地位、取締役の報酬、取締役会と株主の関係、同様にアカウンタビリティの問題、

2) *Report on Corporate Governance-Final Report*, January 1998 (Hampel report).

3) *Principles of Good Governance and Code of Best Practice* が統合規程 (Combinated Code) と呼ばれる。

4) *Internal Control: Guidance for Director on the Combinaed Code* (ICAEW, 1999). あわせて、*The Combinated Code: A Practical Guide* (KPMG and Gee Publishing, October 1999); 関孝哉「コーポレート・ガバナンス規範に対する英国企業の対応とディスクロージャー」商事法務一五七〇号 (2000) 15頁以下参照。

内部統制、取締役会と会社の会計士の関係を含んだ、構造的な問題に焦点をあてている。この規程は大きく二部に分かれており、一つは原則(*Principles*)の規定であり、もう一つは規程条項(*provisions*)の規定であって、各々の部は2つの節からなっており、会社の部分と機関投資家に関する部分からなる⁵⁾。

この統合規程の目的は、会社に、会社自体のガバナンス政策を、この規程で述べられている原則を考慮して、作成し規定することを認めることにある。これは、要件としての取締役構造内部の柔軟性ではなくて、会社に対して柔軟性を提供しようとしたためである。公開会社は二つの部分について、公開のため年次報告書および計算書類に記載しなければならないとされている⁶⁾。

第一の報告部分は、会社が会社みずからのガバナンス政策を定義し説明す

5) Combined Code, op. cit. ; 八田進二・橋本尚『英国におけるコーポレートガバナンス』(2000)二四三頁以下参照。

6) The Financial Services Authority, *The Listing Rules 2000* (Listing Rules), para 12. 43A ; *The Combined Code : A Practical Guide*, op. cit., p.10. によると、統合規程自体は、基本的には法的拘束力がないものである。そうではあるが、Listing Rule 12. 43A 節の要件がこの規程に多少の規整の効果を与えるものとなった。12. 34A 節は、イギリスにおいて法人化された公開会社について二部での公開の報告書の作成を必要とする。

統合規程の第1部に規定される原則(*Principles*)をどのように適用しているかを、株主がこの原則がいかにか適用されているのか適切に評価できるように十分な説明を提供するように報告すること(Listing Rules, para 12. 43A (a))。

統合規程第1部において規定された規程条項(*provisions*)に会計年度を通じての条件を満たしたか否かについて報告すること。この規程条項を満たさなかった、あるいは条項の幾つかにだけ満たしたあるいは、(継続的性質の要件の場合は)会計年度の一時期だけその条項を満たした会社は、条件を満たさなかった規程条項を、(どのような関係で)そのような遵守できないことがどのくらい継続したのか、さらにはその不遵守の理由について明記しなければならない(Listing Rules, para 12. 43A (b))。

そして、会社の会計監査人は、このような遵守報告書を公表前に精査することを要求される(第二の報告書については前に言及した)が、特定の規程条項に限定されている(Combined Code, op. cit., at Provision A. 1. 2, A. 1. 3, A. 6. 1, A. 6. 2, D. 1. 1, D. 2. 1, D. 3. 1)。

Listings Rules, para 12. 43 (V) のよると、会計監査人は、会社とグループがサポートを引き受け、必要な資格があるとして営業中の会社であるという取締役の報告書を同様に検査する必要がある。

ることであり、会社の株主やその他の者が会社の報告を評価することにある。この報告の第二の部分は、会社はこの規程条項の充足を確認し、充足できない場合はその理由を説明しなければならないということである。そして株主らはこのような説明を評価しなければならない。それは、機関投資家の役割に取り組みされることになる。

しかしながらこの規程は、このような株主による評価について、開示要件に含めるという見解は、上場基準 (Listing Rules) としては妥当ではないとする⁷⁾。

この規程は会社の相違を考慮するために会社に柔軟性を提供することを目的としていることは明らかである。この規程は、どんな場合でも可能となるように、詳細なものではなく諸原則という形で、会社に関する規程による負担を制限するというハンペル委員会の目的を反映させたのである⁸⁾。例えば、この統合規程とおよびそれに結びついた要件と並んで、OECD(経済協力開発機構) や国際労働機関 (ILO) のような団体によっても同様に規程やガイドラインなどが公表されている⁹⁾。

2. 統合規程による規整の拘束力

このような上場基準 (Listing Rule) によって、開示されることによって法的拘束力のない統合規程に多少の規整効果を与えることになった¹⁰⁾。しかしながら、イギリスにおける委員会の勧告では共通して、コーポレートガバナンス問題に関して自己規制上のアプローチを優先させている。一方で統合規程の採用が制定法や裁判所への救済を求めることを回避することになるとい

7) *Boyle & Birds' Company Law* 4th. (2000), p353では、このためにその部分については機関投資家の役割に関する条項は勧告にとどまっている。

8) *Hampel Report*, op cit., Annex B, at p 66.

9) *OECD PRINCIPLES OF CORPORATE GOVERNANCE* (1999) <http://www.oecd.org>; *Financial Markets, Corporate Governance, and the Role of Business in Society* (1999) <http://www.ilo.org>.

10) *Op. cit.*, at 6.

う指摘がされている¹¹⁾。注意しなければならない重要な点は、慣行規程が法的に何ら拘束力がないということである¹²⁾。

例えば、*Re Astec (BSR) plc*において¹³⁾、キャドベリー委員会における模範的経営慣行規程に反している多数株主による権利行使が、たとえ投資家がコーポレートガバナンスに関する任意的な規程に関して遵守することが当然期待されるということを前提にしても、不当な不利益 (unfair prejudice) による請求はできないという判示をした¹⁴⁾。さらにまた、法律委員会よって付記されたところでは、一般法の原則あるいは何らかの規程の違反は、私法上あるいは刑事法上、適用することは無理であるとした¹⁵⁾。

統合規程によって設定された原則は、公開会社については適用されるものであるが、非公開会社と私会社にも同様にこの勧告された原則を適用することが推奨されている。自己規制によって提供される柔軟性と立法的規制と比べて迅速な対応が提供できる機会が、通商産業省 (DTI) および法律委員会が認めるように、コーポレートガバナンスに関する魅力ある規整形態であるとされる。しかしながら自己規制規程によって適用される模範的慣行に関する原則は相当な批判を受けやすいのもまた事実である¹⁶⁾。このような規程がも

11) *Boyle & Birds*, op. cit., p 353.

12) *Boyle & Birds*, op. cit., p 353; 拙稿「イギリスにおける非業務執行取締役の検討 (一)」山口経済学雑誌46巻5号106頁参照。

13) [1999] BCC 59.

14) *Re BSB Holdings Ltd (No 2)* [1996] 1 BCLC 155, *Re Marco (Ipswich) Ltd* [1994] 2 BCLC 354, を参照。

15) Law Commissions of Scotland and of England and Wales, *Regulating Conflicts of Interests and Formulating a Statement of Duties: A Joint Consultation Paper*, September 1998 para. 44, at p15.

16) Cadbury Report に関する議論として, Belcher, 'Regulation by the Market: The Case of Cadbury Code and Compliance Statement' (1995) JBL 321; 'Compliance with the Cadbury Code and the Reporting of Corporate Governance' (1996) 17 Co Law 11; Greenbury Report に関する議論として, Villiers, 'Directors' Pay: An Ill Not Yet Cured' (1995) *Utilities Law Review* 100; Hampel report に関する議論として, Dignan 'A Principled Governance' (1998) 19 Co Law 140; Villiers 'Self-Regulatory Corporate Governance: Finl Attempt or Last Rites?' (1998) 3 *Scottish Law and Prace Quarterly* 208.

たらず柔軟性は、取締役をして制度の濫用を許してしまうだろうともいわれる。その結果、制度の適正化をはかるためには、情報の開示と非業務執行取締役による積極的な経営の監督に非常に重いウエイトを置くことになるのである¹⁷⁾。

この点、上場基準はロンドン証券取引所によって公表されていたが、二〇〇〇年五月一日から、金融サービス機構 (FSA) がイギリスにおける上場機関の役割を引き受けうけることによってその位置づけが変化した。以前は、上場に関する事項の責任は、ロンドン証券取引所が負っていた。証券取引に関する金融サービス機構のアプローチは事業として維持しつつ、上場のための要件が、さらにロンドン証券取引所によって以前負わされてきたものと同じように重要な目的となった。今日証券の上場と証券市場における取引を許可するという事の間には、区別が必要である。証券が上場機関における役割として、金融サービス機構によって上場されることが承認され、それとは独立して、承認された上場証券に関する投資取引市場における取引が承認される。その双方の手続きが完了した証券が、証券取引所において上場 (Official listing) が承認されたことになる。

このため上場するためには、金融サービス法 (Financial Service Act 1986) のPart IVの要件を充足する必要がある。同様に、上場基準 (Listing Rules) という形で公にされているイギリス上場機関 (UK Listing Authority) の上場要件も充足しなければならない¹⁸⁾。この上場基準 (Listing Rules) は、制定法上Part IVの裏付けをもったことになることが注目される。

17) *Boyle & Birds*, op. cit., p 353.

18) Op. cit., p151.

四 イギリスにおける非業務執行取締役の役割

1. 非業務執行取締役の機能とその問題点

このような規整形態の中で柔軟な形で制度化された非業務執行取締役の役割を、明らかにして、それがどのような規程として具体化しているのかを考察していきたい。非業務執行取締役の役割についてはイギリスにおけるコーポレートガバナンスに関する様々な報告や規範において、非業務執行取締役の重要性が強く主張されてきたところである¹⁹⁾。その重要性というのは、非業務執行取締役のもつ役割にある。非業務執行取締役の役割を明にするためには、非業務執行取締役の機能が何であるのか知る必要がある。この点、非業務執行取締役の機能として、戦略的機能と監督機能 (strategic and monitoring functions) を有していることがあげられている²⁰⁾。

非業務執行取締役の役割について、会社の利害関係者は非業務執行取締役の機能についてどのように考えているのかということが出発点の一つであると考えられる。例えば1995年のBDO Binder Hamlynによって発表された調査報告によれば、監督機能が一般的に非業務執行取締役に関する最重要な役割であると一般的にとらえられていることが明らかになっている²¹⁾。

あるいは、機関投資家として有名な投資経営団体 (fund management group) であるHermesによって公表されたコーポレートガバナンスに関する声明において、独立取締役の基本的な役割が次のように述べられている。「最

19) 非業務執行取締役の重要性を示すものとして、Combined Code, op cit., at Provision A3.1, 「取締役会は、十分な能力を持ちかつ取締役会の決議において彼らの見解が重要性をもつ員数の非業務執行取締役を含んでいなければならない。非業務執行取締役は取締役会の3分の1未満であってはならない」；非業務執行取締役の全体を概観するものとして、Ferran, *Company Law and Corporate Finance* (Oxford University Press, 1999) pp 217-23.

20) Boyle & Birds, op. cit., p 355；非業務執行取締役の機能に関するわが国の研究として、加美・前掲注1) 168頁以下。

21) BDO Binder Hamlyn, *Non-executive Director-Watchdogs or Advisers?* (City Research Associates, 1994)

高経営責任者と取締役会は全体として株主価値の長期的最大化に集中することを確実にすることである。これに対して非業務執行取締役が負うべき責任としては三つの視点がある」として、戦略的機能(戦略的決定に関して独立した判断が導くこと)、専門的知識(会社の方法では容易に手に入れることができない技能や経験を提供すること)、ガバナンス機能(模範的慣行に従うことを確実にし、新取締役の任命に参加し、業務執行取締役の執行を監視する)であるとしている²²⁾。

また小規模な会社についての認識をみると、小規模会社のためのシティーグループ(CISCO)は²³⁾、コーポレート政策での幾つかの視点での調査結果として、非業務執行取締役に関連して会社の理解しているものと、機関投資家あるいは、非業務執行取締役自身の理解との間に食い違いがあきらかになったとしている。すなわち、機関株主の43パーセントは、株主を代表した「警察官」の役割を果たすべきであるとするが、会社が独立取締役を警察官として見ているのは12パーセントである(45パーセントは、何らかの表現で「サポーター」として見ている)²⁴⁾。

この点について、ハンペル報告書では、「非業務執行取締役は、会社の計画の展開に貢献するように、通常取締役会に選任される。このことが正当であることは明らかである。非業務執行取締役には戦略的機能と監督機能の双方があることが一般的に承認される。加えて、とりわけ小規模会社に関しては別のものでは経営に利用できない価値ある専門知識で貢献できる。相対的に未経験な執行者に指導者として行動できる。どの場合でも重要なのは執行者の敬意を集め、執行者とともに会社利益の促進のため団結したチームにおいてなしとげていくことができることである」という指摘がなされている²⁵⁾。ま

22) Hermes, *Statement on Corporate Governance and Voting Policy* (1998).

23) City Group for Smaller Companies (CISCO) は、比較的規模が小さい、すなわち FTSE (Financial Times Stock Exchange) の Index の上位350社以下の会社を広く代表する団体である。

24) see, Richard Smerdon, *A Practical Guide To Corporate Governance*, p55.

た特に、小規模会社においては、業務執行役員が多数株主であることが多い
ため、他の株主や市場による外部的監督が弱いことから、少数株主の保護と
健全なガバナンスのための非業務執行取締役の機能についても指摘されてい
る²⁶⁾。

これら戦略的機能、監督機能、専門知識の提供といった非業務執行取締役
の機能について、監督的機能を重視するならば、特に独立性が確保が必要と
なる。

しかしながら、戦略的機能を含めた専門知識の提供という面からみると、
これらの報告にもかかわらず、経験的なデータによると、独立した外部とは
いえない「内部的」非業務執行取締役の存在がかなり多数いることを示して
いる²⁷⁾。

このことによる問題点は、会社（とくに小規模会社）において、独立した
非業務執行取締役の選任が困難であることがあげられている²⁸⁾。ハンペル委
員会報告書では、「非業務執行取締役は他の会社の業務執行取締役あるいは以
前業務執行取締役であった者がほとんどである。この経験故に建設的政策決
定と監督機能の双方においてこのような者が適任となる。他の経歴からの非
業務取締役は、その者の専門的知識、外国市場の知識、その政治的交際ゆ
えに選任されることがよくある。会社はより幅広い多様な経歴を有する者か
ら取締役を募るべきであるということが当委員会に提出された。当委員会は、

25) Hampel report, op. cit., at para 3. 8.

26) Hampel report, op. cit., at para 3. 10.

27) Cosh and Hughes, 'The Changing Anatomy of Corporate Control and the Market for Executives in the United Kingdom' (1997) 24 *Journal of Law and Society* 104-123 at p111 and p121. 同様に Brudney, 'The Independent Director-Heavenly City or Potemkin Village?' (1982) 95 *Harv LR* 597 ; Prodhon, *Corporate Governance and Long-Term Performance*, Management Research Paper, Templeton College, Oxford, 93/13 (1993) ; Lowry, 'Directorial Self-Dealing: Constructing a Regime of Accountability' (1997) 48 *NILQ* 211-242, at pp234-235.

28) Hampel report, op. cit., at para 3. 10 and 1. 10 : 小規模な公開会社であっても、大規模な公開会社と同様な高度なガバナンス基準が必要であるとする。

取締役会の構成員のリストにより政治的正当性を表すため、あるいは株主を代表するための多様性それ自体には賛同しない。しかし当委員会は公開会社の事業と規模の多様性を考えれば、現実にと取締役会に貢献できる者が他の分野出身の人々にいるということを確認する」と指摘する²⁹⁾。

すなわち、非業務執行取締役が、政策的技術的経験、海外の知識といったものを越えた多様性を理由として選ばれることを示唆してはいる。しかし同報告ではこのような多様な背景をもった非業務執行取締役について、その他にはどのような背景があるのかは考察されてはいないのである³⁰⁾。

例えば、CISCOの調査によれば、会社は独立取締役を、人的ネットワークによってその大半を見つけていることがわかっており、専門的な助言者がそれに続き、ProNedや斡旋人による場合は数%であって、公募による場合はゼロであるとする³¹⁾。

独立性を確保するための人材の確保という点でどのように評価するかである。このような視点から完全な独立性に疑問が生じるのであるが、一方では、非業務執行取締役のもつ機能が監督機能だけではないことから、いわゆる「非-独立(non-independent)」の非業務執行取締役を含んだ非業務執行取締役を肯定的に捉える見解が存在する³²⁾。

2 統合規程に規定された各委員会における非業務執行取締役の役割

非業務執行取締役の監督機能について統合規程で具体化されたものとしては、指名委員会(nomination committee)、監査委員会(audit committee)、報酬委員会(remuneration committee)での役割をあげることができる。

29) Hampel report, op. cit., at para 3. 15.

30) Boyle & Birds, op. cit., p 355: この点について例えば、BDO Binder Hamly, op. cit., よれば、回答者の78%は、21%が社債発行を主たる業務とするマーチャントバンクのサポート、15%が実務に携わっている会計士のサポート、10%が実務に携わっている事務弁護士、9%が職業的な非業務執行取締役と並んでもっとも相当な経歴的背景になるのは、他の会社におけるトップレベルの経営の職務であるとする。

31) see, Smerdon, op. cit., p57.

指名委員会について統合規程は、「取締役会が小数でないかぎり、指名委員会は、すべての新しい取締役の選任に関して取締役会に勧告するために設置されるべきである。この委員会の構成員の過半数は非業務執行取締役であるべきであり、この委員会の委員長は取締役会会長あるいは非業務執行取締役であるべきである。指名委員会委員長と構成員は年次報告書に明記されるべきである」と規定する³³⁾。指名委員会における非業務執行取締役の役割が重要視された背景として、八〇年代から九〇年代初頭のイギリスにおけるスキャンダルの特徴の一つに、非業務執行取締役として何らかの目的に応じて公式の手続きによって選任されたわけでない者によって構成される取締役会で、全体としての取締役会の客観的な決定によるどころか、むしろその構成する者が、個人的な友人関係を基礎として取締役会会長によって選ばれた者による、あるいは会社の金融顧問によって推薦された者によって構成される取締役会の面前において生じたことが指摘されている³⁴⁾。

指名委員会における役割としては、全体としての取締役会への助言において、その経験と判断の独立性を働かせることにある。もちろん、指名委員会は最高経営責任者（CEO）および取締役会会長と密接に連携するだろうし、（同じ委員会でないなら）必要なものとして報酬委員会と連携する必要がある。時として外部の相談役が必要となるかもしれないが、しかし有益で手助けになる外部の助言の要素に対して、あくまでも自らの判断が優先するということを区別するということが重要であると指摘される³⁵⁾。

32) Smerdon, op. cit., p65. によれば、「非業務執行取締役への選任のアプローチは、今日過去よりさらに専門的で体系化されている。独立性への考慮は現実的問題が個人的に完全高潔ではなく、情報へのアクセスや条件の完全性であるとするれば、成功した会社の多くは、いわゆる「非一独立の」非業務執行取締役を含んでいる—この数の中には、前任の従業員や専門的な助言者を含んでいるといえ、そしてバランスの問題が必要とされることで、経験だけでなく新たな考えもたらされるのも確かである。会社との親密性やそのパーソナリティーは明確に危険であり、明確に高潔な人物であることが非業務執行取締役に関連した利点とはならないのである」と指摘する。

33) Combined Code, at provision A. 5. 1.

34) Smerdon, op. cit., p56.

監査委員会における非業務執行取締役の役割については、統合規程のD.3.1の規程条項において³⁵⁾、監査委員会は少なくとも3人の非業務執行取締役により構成され、その過半数は独立していることを要件としている。同委員会は明確に業務執行取締役から、特に金融責任をもつ取締役から情報を提供させなければならない。

監査委員会には、ある一定の技能 (range of skill) をもった構成員を含むことが重要である。すなわち、例えば委員長は資質のある会計の専門家あるいは、技術的な問題を理解することができる金融技能をもった者であるべきであると指摘される。加えて、政策、実務や金融コントロールに適している広範なビジネス技能をもった非業務執行取締役を、監査委員会が含むことである。会社の会計監査人は非業務執行取締役との連携が強調されている³⁷⁾。

報酬委員会における非業務執行取締役の役割については、統合規程B.2.1の規程は、報酬委員会は完全に「独立した」非業務執行取締役から構成されるべきであるとする³⁸⁾。けれども、実務上の条件では、報酬委員会は、最高経営責任者から強力な情報提供がなければ、詳細な結論に到達できないと指摘される³⁹⁾。報酬委員会は、予算の達成、戦略の成功するような手段、あらかじめセットされた業績の基準との比較を基礎とし、最高経営責任者の業績を、非

35) Op. cit.

36) Combined Code, at provision D. 3. 1, (会社の会計監査人との関係の説明に関連して)「取締役会は、すくなくとも3名の取締役からなる監査委員会を設置し、すべて非業務執行者であり、その権限と義務について明確に取り扱った条項を書面によってなさなければならない。この委員会の構成員は、その多数が独立した非業務執行取締役からなり、報告書及び計算書において明示されなければならない」。

37) Smerdon, op. cit., p62.

38) Combined Code, at provision B. 2. 1, 「利害の潜在的衝突を回避するため、取締役会は、委任事項の同意された範囲内で、業務執行の報酬とその費用という会社の枠組みに関して取締役会に勧告するため、独立した非業務執行取締役による報酬委員会を設置しなければならない」、さらに Combined Code, at Provision B. 2. 2 「報酬委員会は経営から独立しかつ独立した判断をすることを実質上妨げるようなビジネスあるいは他の関係がない独立の非業務執行取締役から独占的に構成されるべきである」。

39) Hampel report, op. cit., at para 4. 11.

業務執行取締役からなる委員会で評価をするという役割を担う。

報酬委員会は、統合規程のB.1.9やB.1.10の規程によることで報酬政策に一致した一定の報酬パッケージを確定するだろう。同様に、年次報告書と計算書に含まれた取締役の報酬報告を明らかにする第一次的な責任がある⁴⁰⁾。

3 非業務執行取締役の独立性

これら非業務執行取締役の監督機能を十分に発揮させるためには、非業務執行取締役の独立性がはかられる必要がある。キャドベリー報告書とその模範慣行規定規程によれば、非業務執行取締役は「計画、行動、手段、重要な選任を含めて、行為の基準に関する問題に独立した判断ができるべきである」とした⁴¹⁾。監督機能が重要であると認識した結果、キャドベリー報告書とそれに続くハンペル報告書において、非業務執行取締役の過半数が独立している必要性が指摘されたわけである⁴²⁾。その双方の報告書においては、独立性についての同一の定義がなされているのである⁴³⁾。非業務執行取締役は、「経営から独立し、独立した判断を実質的に阻害する何らかの事業あるいはその他関係がない」ことであるとする⁴⁴⁾。

例えば、一九九八年のヘルメスのコーポレートガバナンスに関する声明では、「独立性」を解釈している⁴⁵⁾。

40) Smerdon, op. cit., p63.

41) Code of Best Practice at para2. 1; *Report on the Financial Aspects of Corporate Governance*.

42) Op. cit., at para. 4. 12; 独立性に関して、拙稿「イギリスにおける非業務執行取締役の検討(二)」山口経済学雑誌 第46巻5号102頁以下。

43) Ibid; Hampel report, op. cit., at para3. 9.

44) see, Smerdon, op. cit., p61: 独立を阻害する関係を見いだす方法として、最近の会計の基準(FRS8)の採用が指摘されている。これは、会社の年次計算書の中に「関連する当事者の取引」を開示する要件を取り扱うものであるという。この会計基準の目的は、取締役あるいはその家族が重要な利害をもつビジネスを含む関連する当事者との取引を、会社を開示させることを確保するものである。またサービスの一般的な形態は、コンサルタント業務であり、非業務執行取締役あるいは非業務執行取締役が利害を有するビジネスが関連していることが指摘されている。

ハンベル委員会の報告はこの点に関していわゆる「非独立 (non-independent)」取締役は有益な役割を果たしうるという認識の下に独善的になるのを避けた。統合規程のA.3.2は非業務執行取締役の過半数が「独立」することと年次報告書でそのようなものとして確認されることの必要性を強調している⁴⁶⁾。すなわち非業務執行取締役の独立性の判断は最終的には、上場基準に従って、年次報告書による情報の開示を下に株主がその責務として最終判断するという構造である。

また、非業務執行取締役の地位の独立性を確保するための条件として、非業務執行取締役についての選任、報酬を含めた選任条件(Terms of Appointment)があげられる。統合規定によれば、「非業務執行取締役は再選を条件とし、取締役の解任に関する会社法の規定に従った明確な条件で選任されなければならないし、その再任は自動的であってはならない」とし⁴⁷⁾、「すべての取締役はその選任後の最初の機会に株主によって選任されることを条件とするべきであり、再選任については三年以内の間隔でなされる必要があるとするべきである。選任あるいは再任を受け入れた取締役の氏名とともに、株主が選任のための情報が十分である下で、決定ができるような経歴の詳細をも添附されなければならない」とする⁴⁸⁾。また、非業務執行取締役の報酬に関連して「取締役会自体あるいは、通常定款において定められている場合は、株主が、報酬委員会の構成員を含めて、通常定款において規定された制限の範

45) Hermes, op. cit., : 非業務執行取締役は「会社の従業員であるあるいはあったこと、10年以上の間あるいは70歳を越えて取締役として勤務すること、重要な株主あるいはその他単一の利益団体を代表すること(たとえば供給者、債権者)、非業務執行取締役の謝礼以上に会社から収入を受け取ること、取締役職の衝突や交差、株主への取締役の忠実義務をさまたげるような会社あるいは経営者とのその他重要な金融あるいは人的繋がり」などがあってはならないとする。

46) Combined Code, op. cit., at Provision A3. 2, 「非業務執行取締役の過半数は、経営から独立しかつその独立した判断をなすことと実質的に衝突する何らかのビジネスあるいはその他の関係がない者でなければならない。取締役会において独立していると見なされる非業務執行取締役については、年次報告書において明らかにされなければならない」。

47) Combined Code, op. cit., at Provision A. 6. 1.

48) Combined Code, op. cit., at provision A. 6. 2.

囲で非業務執行取締役の報酬について決定すべきであるが、しかし取締役会は最高経営責任者（CEO）を含む小規模の代理委員会にこの責務を委任してもよい」と規定している⁴⁹⁾。

なお独立性確保の点から非業務執行取締役の報酬について特にハンペル委員会報告では、非業務執行取締役へのストックオプションに否定的な見解をとっている⁵⁰⁾。

五 非業務執行取締役の法的地位に関する展開

このように、統合規程における非業務執行取締役の役割が明らかになった上で、それが非業務執行取締役の法的地位にどのような影響を及ぼすのか検討する必要がある。

非業務執行取締役の地位について、その責任の有無の根拠となる注意、技能、勤勉の義務（duties of care, skill and diligence）の判断における判例の展開がみられる⁵¹⁾。まず、これら義務判断の基準について、業務執行取締役に比べて、非業務執行取締役であることによって、義務の基準が軽減されることがあるのかということである。

非業務執行取締役の選任の慣行は、従来同様に非常勤、外部あるいは独立

49) Combined Code, op. cit., at provision B. 2. 4.

50) Hampel report, at para 4. 8, 「本委員会は株式による非業務執行取締役の報酬の一部支配は、株主と取締役の利害をそろえるための有用でかつ正当な方法となりうると考える。当委員会は、報酬の比率についてこの方法で支払うべきであるという勧告はしないし、あるいはこの必要性が標準的な実践であるとは考えていない。個人的な状況を理由として、現金による支払を必要とすることが十分にふさわしい非業務執行取締役がいるだろう。本委員会は、非業務執行取締役の独立性が望ましくない妥協を生んでしまう場合、キャドベリー委員会が、非業務執行取締役は、株式オプションの計画に参加すべきではないとしたことを認識している。本委員会はこのことに同意する。株式オプションを与えることによる固有の効力から起こるであろう潜在的利益のスケールは非業務執行取締役には不適切であると考え。しかし本委員会は、会社株式による非業務執行取締役の報酬の支払いに同じ反論を適用することを考えてはいない」。

51) イギリス法における取締役の義務と責任についての研究として、加美・前掲注1) 585頁以下参照。

取締役としてされてきたが、とりわけ公開会社においてハンペル委員会や統合規程以前のから増加していた⁵²⁾。イギリス会社法七四一条一項の意味における取締役として⁵³⁾、非業務執行取締役が資格があるとするなら、他の取締役と同一の義務と責任を負うことになる。このような適用は、とりわけ制定法上の規定や定款による会社に対する信任義務や資格剥奪の可能性において問題になる。非業務執行取締役はみずから事業の活動状況や会社の金融状態の情報を知るようにし、定例の会議による取締役会に出席し、常勤取締役の活動をチェックし業務執行者を指揮しなければならない義務がある⁵⁴⁾。非業務執行取締役が誠実にこの義務を果たせば、裁判所が、取締役としてのその注意、技能および勤勉の義務の履行について、常勤取締役に適用する基準とは異なった基準を適用する傾向にあるかということが問題となる⁵⁵⁾。

1 非業務執行取締役の注意義務の現代的展開

注意義務違反の判断基準は、業務執行取締役と非業務執行取締役について同一であるのかという点では、一般的義務と責任は全員について同一である。業務執行取締役と非業務執行取締役の地位による区別はない。仮に義務違反が、違法な行為を是認した会議に構成員の全員が出席したことを基礎として取締役会に起因するとするなら、各々の取締役の責任は連帯責任であり、ある者は非常勤であるという事実や、十分に理解していないという状況で服従したという事実によって許されるものではない。これらの意図は取締役が信託における受託者と同一の地位にあるということである。その財産の取り扱いに関連した不正の認識に関して⁵⁶⁾、専門的な技能を理由として、あるいは役務提供契約 (contract of service) による被用者が負う高度の義務によって責任

52) E. J. Jacobs, 'Non-Executive Directors' [1987] J. B. L., p268.

53) Section 741 (1) of Companies Act 1985.

54) Palmer's Company Law, at para. 050.

55) Op. cite., at para. 8406.

56) *El Ajou v Collar Land Holdings plc.* [1994] 2 All ER 685. [1994] 1 BCLC 464. CA.

があるとされる⁵⁷⁾。

まず、非業務執行取締役に限定せず、注意と技能に関する取締役の義務と責任の主要な視点は、会社取締役に期待される注意と技能の基準に関連する。このことが問題となり報告された多くの事件は、およそ19世紀末から20世紀初頭であって、それゆえ「専門家」取締役が存在する以前にすでに判断が下されていたのである。このためこのことに関して負わされる基準が驚くほどに低くなっている⁵⁸⁾。注意と技能に関して、未だにこれらの判決に注意を向けなければならないために、現代的状況で発生した問題を考慮する機会として、あるいはその場合に現行法を体現できないという結果を生じる⁵⁹⁾。

最初の視点は、*Re City Equitable Fire Insurance Co Ltd*におけるRomer判事の判決が始まりであって⁶⁰⁾、この判決は初期の判例の有益な再考を含んでおり、そこで見つかった原則について、三つの命題にまとめている。

第一に、「取締役は、その義務の程度に関して自己の知識と経験とをもつ人物から合理的に期待されるであろう以上のものを示す必要はない」その結果合理的な取締役の客観的な基準というものは存在しないことになる⁶¹⁾。「田舎紳士 (country gentleman)」的な取締役が一連の会計書類の検査を誤り、事実上資本の払い戻しになるような配当を提案した事件で⁶²⁾、過失に基づく責任を免責された。その理由としてその取締役は会計書類の重要性を理解することを期待できないというものであった。このような極端な結果は現在は存在しないようであるが、仮に取締役が役務提供契約の下で雇用されている

57) *Re Lands Allotment Co* [1894] 1 Ch 616, 63 LJCh 291. CA.

58) 一般的な批判として、Finch, 'Company Directors: Who cares about Skill and Care?' (1992) 55 MLR 179, および、Riley, 'The Company Director's Duty of Care and Skill: the Case for an Onerous but Subjective Standard' (1999) 62 MLR 697.

59) *Boyle & Birds*, op. cit., p538.

60) [1925] Ch 407.

61) Ibid, at p428, このことは、取締役は「重大な過失 (gross negligence)」についてだけ責任を負うと表現される。

62) *Re Denham & Co* (1883) 25 Ch D 752.

ならば、義務の履行に関して客観的な合理性ある技能を示す必要がある旨の条件を含ませる必要があるだろう⁶³⁾。

第二に、「取締役は、会社の業務について継続的配慮をする義務はない。取締役の義務は定期的な取締役会で発揮されるべき断続的な性質のものであり…取締役は常に出席すべきではあるのだけれども、このような状況ではそのような取締役会会議にすべて出席する義務はなく、取締役が出席し無くとも合理性がある」⁶⁴⁾。第一の場合と同様に明らかに、明示的ないしは黙示的にこのことは変更されきた。このことに一致して、初期の判例では⁶⁵⁾、決して取締役会に出席せず、その結果営業をしている取締役が会社の事業を不適切に行ってしまうように防ぐことを懈怠した「名目上」取締役が、過失があるとは判示されなかった。このような判断は今日ではあまり考えられない⁶⁶⁾。

第三の点として、「ビジネスが危急であるときや、通常定款によって、許される場合、すべての義務をその他の役員に委任することが適切であるということを経験すれば、取締役が疑念を抱く根拠が不足するような場合に、当該役員がそのような義務を誠実に履行しているということを信頼することは正当化されるのである」⁶⁷⁾。例えば、会社の財務に関連した機能を適正に委託された者が会社の財務状況を不正確に伝え、その結果取締役が資本を割るような

63) *Lister v romford Ice & Cold Storage Co Ltd* [1957] AC 555, このような性質の条件は通常の被用者としての役務提供契約の中に読み込まれる。同様に *Jackson v Invicta Plastics Ltd* [1987] BCLC329 at p347, 取締役が負うところの注意義務と被用者が負うところの注意義務は同等であるとしている。

64) [1925] Ch 407 at p429.

65) *Re Caradiff Savings Bank, The Marquis of Bute's Case* [1892] 2 Ch 100.

66) *Dorchester Finance Co Ltd v Stebbing* [1989] BCLC 498, この事件では会社の活動への参加に対する懈怠と結果として生じた当該取締役の担当部分に関して、専務取締役の怠慢を発見することを懈怠したことについて、過失があったとした; see, *Boyle & Birds*, op. cit., p538.

67) [1925] Ch 407 at p429. 同様にまたこの議論は、最近の二つの事件でこの委託が許されるかどうか、一九八六年会社取締役資格剥奪法 (The Company Directors Disqualification Act 1986) 六条における不適格による取締役の資格剥奪の適用という場面で関連している。; *Re Westmid Packing Services Ltd* [1998] 2BCLC646 at 653 (CA) 及び, *Re Barings plc* [1999] 1 BCLC 433 at 486-9.

配当をし、ないしは配当を勧告したとしても、委託された者が従う責任を免れている⁶⁸⁾。しかし、疑う余地がないということと、ある職務を与えられれば、その履行について監視する取締役は、何が起きているのか知らないという主張をすることはできないということを強調すべきである⁶⁹⁾。

注意すべきは、取締役が同僚の取締役の代理人ではないし⁷⁰⁾、かつ他の役員
の取締役の代理人であるわけでもないということである⁷¹⁾。それゆえに、取締役
あるいは役員が義務違反による責任があるというのは単なる事実であり、
それ自体が取締役に責任があるものではない。それら取締役に要求され
る技能や注意の基準に応じて過失があると証明された場合に、あるいは違反
にわずかでも加わり⁷²⁾、あるいは違反となる行為を是認して、はじめて責任が
成立するのである。

注意と技能の義務に関する現代的展開として、これらの *Re City Equitable
Fire Insurance Co Ltd* において見いだされた命題のなごりがのこっている
としても⁷³⁾、しかし、法は、会社の取締役に関する注意と技能の基準について、
より客観化へと向かって動いているのである。既に言及したように、注意と
技能の客観的基準は、すなわち業務執行者である場合には、役務提供契約の
下で従事した取締役にいずれにしても要求されるため、あまり問題とはなら
ない。この議論はもっぱら非業務執行取締役の地位に関連して問題となる⁷⁴⁾。

*Dorchester Finance Co Ltd v Stebbing*によれば、上記考慮のように、二

68) 特に、*Dovey v Cory* [1901] AC477.

69) see, *Department of Health and Social Security v Nayte* [1972] 1 WLR19.

70) *Cargill v Bower* (1878) 10 Ch D 502; *Re Denham & Co* (1883) 25 Ch D 752.

71) *Weir v Barnett* (1877) 3Ex D 32; *Weir v Bell* (1878) 3 Ex D 238 (CA).

72) とりわけ、*Re Lands Allotment Co* [1894] 1 Ch 617 (CA)、この事件では、会社資金の権利
能力外への投資に関連した議事録に署名し、彼の同意を含めた条件で株主総会において会社に
その投資を知らせた取締役会会長が、会社資金の不正利用に参加したとして責任があるとされ
た事例である。同様に *Ramskill v Edwards* (1885) 31 Ch D 100 および *Bishopsgate Investment
Management Ltd v Maxwell* [1993] BCC 120 (CA).

73) [1925] Ch 407.

74) *Boyle & Birds*, op. cit., p 539.

人の非業務執行取締役による常勤取締役の懈怠に関して、責任免除することを求める請求が裁判所によって棄却された。Foster判事が述べるには、「免許を有する会計士が職務を遂行するに当たって非業務執行取締役としての義務がないとすることは、非常に憂慮すべきことである」。このことは、注釈者によれば、現代法の現れとして把握されるている⁷⁵⁾。

In Dorchester Finance Co Ltd v Stebbing, において⁷⁶⁾, *Re City Equitable Fire Insurance Co Ltd*において定められた命題をFoster判事は適用したが、しかし会計士の資格を有するあるいは相当の経理とビジネス経験を有するいずれかの非業務執行取締役は、社長に会社の金を不正流用することを許した白地小切手に署名したことによる過失があると判示した。このことは、たとえば、対照的に立法者がそのような会社取締役にも客観的基準を負わす機会を減少させたとしても、専門家取締役という概念の承認したということであり、枢密院 (Privy Council) が、ごく最近では*Re City Equitable Fire Insurance Co Ltd*賛同して引用している⁷⁷⁾。

別の面から言えば、倒産法 (Insolvency Act 1986) 二一四条は、取締役において不正な取引に服することがないように技術と注意についての非常に高い基準示すことが要求されている。ここでは、「(a) 会社に関連した当該取締役によって果たされる機能と同じように果たすために、合理的に人に期待される一般的な知識、技能、経験および (b) 当該取締役の有する知識、技能、経験の両方を有する合理的に精励する者の」行為について言及する。破産清算をした会社に関してのみ、当然不正取引に関する責任を負うのだけれども、この規定は、注意と義務に関する取締役の衡平法上の正当な一つの見解として二つの最近の判決において引用されている⁷⁸⁾。しかし、このことが取締役が他者に依頼することができないということを意味するものではない。上述の

75) (1977) [1989] BCLC 498.

76) [1989] BCLC498

77) *Kuwait Asia Bank EC v National Mutual Life Nominees Ltd* [1990] BCLC868 at p892, 確かに重大な過失についてだけ責任を負うという命題が繰り返されている。

これらの事件の最初において、判示されているのは⁷⁹⁾、二一四条が定める客観的な基準を守るならば、責任ある地位にある人々を信用することができる資格が、そのものを疑うことが合理的になるまでであるとする。すなわち取締役は、他の者の誠実さを疑う合理性がない場合、事務弁護士の確固たる事務所の上級の同僚であった者がした会社の金の窃盗については、責任を負わないのである。

それに比べて *Re D'Jan of London Ltd* では⁸⁰⁾、取締役は内容を確認することなく保険申込書に署名したことは過失があると認定されたのである。

このような判例で示されてきたように、その地位は確定したものではないけれども、古い判例において示されてきたものを単純に解釈する以上に取締役の注意と義務において高い基準を裁判所は徐々に負わせる傾向にあり、このことは、会社取締役資格剥奪法六条の下における不適格に関する資格剥奪が可能かどうかの問題を含む事件において当然により一層明確になる⁸¹⁾。

2. 取締役としての専門的な助言者

さらに、会社に対する事務弁護士や会計士が当該会社の取締役会への勧誘を受け入れるべきか否かという問題がある。一般的には、利益の衝突が起きるようなことは避けるべきである。以前の契約関係あるいは会社ためになる在職中の専門家には、二つの問題点がある。第一に、当該人物が取締役になることで、その後取締役会によって必要とされる専門家のアドバイスの独立

78) *Norman v Theodore Goddard* [1991] BCLC 1028 at pp 1030-1, Hoffmann J; *Re D'Jan of London Ltd* [1993] BCC 646 at p648, 破産法をみつかった制定法上の規定に関する同様の分析は、注意と技能に関する義務の客観的基準に至る結論に、オーストラリアにおいて到達している。非業務執行取締役の義務を含めて、see, *Daniels v Anderson* (1995) 16 ACSR 607 (NSWCA).

79) *Norman v Theodore Goddard*, above.

80) above.

81) *Le landhurst Leasing plc* [1999] 1 BCLC 286 at p344, Walters, 'Directors duties : the impact of the Company Directors Disqualification Act 1986' (2000) 21 Co Law110.

性を弱めるのである。第二に、選任された弁護士や会計士が企業における当事者であるなら、専門家としての能力より経営上の個人的な行為による過失によって企業に対する民事責任を生じることが起こりうるということである。既に検討してきたように、取締役には会社が倒産した場合には、より高い特別の基準が存在する。清算人は不法行為あるいは不当な取引による賠償を請求すべきであることになる。選任を受け入れた者は、その行為の結果について専門家の賠償保険によって確保しなければならないことになる。例えば、会計士が取締役を選任された場合、その行為について「不適切さを引き起こした義務に対する影響がなかったこと」が証明される場合を除いて⁸²⁾、その者は、会社取締役資格剥奪法の下で資格剥奪される⁸³⁾。だとするならば、結果として専門家が非業務執行取締役になった場合には、その専門家であることによる高度な基準を適用される可能性があることになる。

六 結びに代えて

既に検討してきたように、まず非業務執行取締役の規整を含めたガバナンス基準に関して、イギリスにおいては統合規程と上場基準という形で規整されていることを検討してきた。このことは、統合規程が直接的な拘束力をもつものではなく、各会社においてコーポレートガバナンスの基準を明確にする必要がてくるのである。そして、統合規程についての充足の有無は、上場基準によって年次報告書における開示として定められている。この開示は、最終的に株主によって判断され、そのことは当該会社のガバナンスの終局的な責任が株主にあることを明確にする。そしてその評価について、イギリスにおいては、機関投資家の役割が非常に大きいといえる⁸⁴⁾。

このような柔軟性のある規整によって会社はそのおかれた規模、状況に合

82) Palmer, op. cit., at para 8. 110.

83) *Re GSAR Realisatoins Ltd* [1993] BCLC 409; 外部会計士の計画を無視して、取締役独自の会社事業の評価を裏付けとして行ったことが、不適格事由とされた事例。

わせた組織運営が可能となる一方で、その規整が自主的で一律に法的に強制されるものではないことから、取締役制度の濫用による会社の危機を迎えることにもなりかねない弊害を生じる可能性がある。そのため、終局的には市場を通じた機関投資家などの株主への開示による評価とあわせて、非業務執行取締役による取締役会、および各委員会における独立した判断を通じて実質的に担保するという構造がみられる。

非業務執行取締役は其中で、取締役会において監督的機能と戦略的機能、専門知識の提供という形で、機能することになるのである。また、統合規程によるこのような柔軟性をもったガバナンスの基準は、大規模な公開会社だけでなく小規模な会社についても有効であると考えられており、その場合には、独立した非業務執行取締役だけではなく、内部的・非—独立の非業務執行取締役が、専門知識の提供という形で重要な位置を占めることになっている。小規模な会社における「独立性」を欠くことによる監督機能の低下の懸念がされるところとではあるが、しかし、市場性を欠くことによる外部監督が弱いことおよび業務執行者である多数派株主からの少数株主の保護のために、非業務執行取締役の監督機能はさらに重要となっている。

このような機能を担う非業務執行取締役の職務と責任に関しては、注意義務基準の在り方が問題となってきた。これは、まさに初期における名目的な取締役についての主観的な基準に対して、現在の専門性を有する非業務執行取締役の役割に向けられた、高度な義務基準をどの様に導くかということである。この点、判例はその専門性によるより高度な注意義務の基準に基づいて判断されているのではないかと考えられてきている。

翻って、わが国への示唆を考えると非業務執行取締役を含めたイギリスにおける規整形態を取り込むことについて立ち煩うところである。まず、会社規模等に応じて、会社が選択的に規整形態を選択し、その内容を開示することによって株主が判断するということは、会社にとって現在可能なガバ

ナンス基準を順次実践し、柔軟に構築していける。しかし最終的な判断が株主であるならば、大規模公開会社にあっては市場が、その是非を主に判断することになる。その結果、イギリスのように機関投資家による評価が十分に可能であるという状況と、わが国のそれはどうかという点で疑問が残るだろう。また反面、現在の状況が将来もなお続くともいえないのである。

非業務執行取締役については、監督機能という点からすれば、外部監査役を導入し監査役会制度をもつわが国は、監視という面について機能的問題はないと考えられるが、非業務執行取締役のもつ専門性による積極的監督や戦略的機能、専門情報の提供といった機能、とくに独立した非業務執行取締役が、指名、監査、報酬委員会に参加することによる会社の意思決定においても意義は監査役制度のそれよりも大きいのではないだろうか。

会社の機関構造が、会社規模等により複雑化する中で、例えば社外取締役について法律による画一的規整が絶対であるのか、検討する余地があると考ええる。今後のわが国会社法における改正による規整形態について、示唆をえられるのではないだろうか⁸⁵⁾。イギリスにおける非業務執行取締役の注意義務の基準の判例の展開についても、わが国における取締役の監視義務に加えて、社外取締役、専門家取締役、内部的取締役の専門性による義務基準への影響、あるいはその職務責任の明確化ないし責任追及のあり方について示唆をえられるのではないかと考える。

(2001年3月15日 脱稿)

本稿の執筆にあたり、鈴木眞澄先生(本学助教授)にはイギリス研修中の過密な日程の合間をぬって、FSA, *The Listing Rules*の最新版の入手にご尽力を賜りました。ここに記して、感謝の意を表します。

85) 改正については、様々な参考資料・文献が公表されている。例えば、岩原紳作、上村達男、川村昌幸、宮島司、斎藤静樹、永井和之「日本私法学会シンポジウム資料 会社法改正」商事法務1569号4頁以下。